各連結法人の平均売上金額の計算等に関する明細書

連 結 事 業 年 度

_																			_ \					
			I	Ī	平	均	売	上	金	額	の	計	算	に	関	す	る	則	月	細	書			
	連 又	結は	事事	業業	年年	度度		売	上	金	額		(1)	当該連結事業年度の月数 (1)の連結事業年度の月数 又は事業年度の月数							· 売 (2)	上 × (;		額
			1	_					:	2					3							4		
売								円												円				
上			:		:									-		_								
調			:											_		_								
整			:																					
年			:		:									_										
度			:		:									-		_								
当期																								
									計															
		平			均 ((4)	の計	売) ÷	(1 -	上 ト 売上	:調整4	金手度数)	i	領		5								円
_					•••			·				<u> </u>						_						

Ⅱ 比較試験研究費の額の計算に関する明細書

連又	結 は	事事	業業	年年	度度	試	験	研	究	費	の	額		当該連結事業年 (6)の連結事業年 又は事業年度の	度の月数	改定試験研究費の8 (7) × (8)	Ą
		6	5						7					8		9	
前年事		:		:									刊		_		円
三度業年又年	: :														_		
前三年以内開始連結事業年度 事業年度	: :														_		
開二 始年 連以		: :															
結内 事開																	
業始															_		
								計	_				•				
	比	(較 (9)		試	験 (連結	研事業	年度	究 三又に	は事	費業年	度の	の数	額)	10	1	円

皿特別試験研究費の額に関する明細書

特	別	試	験	研	究	等	の	内	容	特別試験研究費の額
				1	1					12
										Р
				言	+					

Ⅳ前期超過要件に係る試験研究費の額の計算に関する明細書

当	該	連	結	事	業	年	度	Ø	試	験	研	究	費	Ø	額	13	円
(13)償 の却	開		発	研	究		用	設	備	Ħ	の	償		却	費	14	
うち特権	普	道		Í	償		去			ß.	限		度		額	15	
特施 別額	特別		別 償			(14)	却 (14) — (15)			実		施		額	16		
差		引		試	馬 (13))) 又	研 は (f (13) —	究 (16))	ı	費		の		額	17	

別表六の二(三)付表一の記載の仕方

1 この明細書のIは、連結法人が措置法第68条の9 第1項《試験研究費の総額に係る法人税額の特別 控除》の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、この明細書は適用を受ける各連結法人ごと に作成し、その連結法人の法人名を「法人名」のかっ この中に記載してください。

- 2 「売上調整年度」には、当期に係る連結親法人事 業年度開始の日の3年前の日から当期の開始の日の 前日までに開始した各連結事業年度又は各事業年度 を記載します。
- 3 「売上金額2」の各欄及び「改定売上金額4」の 「当期」欄には、棚卸資産の販売その他事業として 継続して行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務 の提供に係る収益の額(営業外の収益の額とされる べきものを除きます。)を記載します。
- 4 「当該連結事業年度の月数 (1)の連結事業年度の月数 3 の記載に当たって 又は事業年度の月数 」

は、月数は暦に従って計算し、1月に満たない端数 は1月とします。

- 5 「平均売上金額((4)の計)÷(1+売上調整年度数) 5」の算式中「売上調整年度数」は「1」に記載し た連結事業年度又は事業年度の数を当てはめて計算 します。
- 6 この明細書のⅡは、連結法人が措置法第68条の9 第1項(同条第9項の規定により読み替えて適用す る場合に限ります。)の規定の適用を受ける場合に

記載します。

- 7 「<u>当該連結事業年度の月数</u> (6)の連結事業年度の月数 ⁸ の記載に当たって 又は事業年度の月数 」
- は、月数は暦に従って計算し、1月に満たない端数 は1月とします。
- 8 この明細書のIIIは、連結法人が措置法第68条の9 第2項 (特別試験研究費に係る法人税額の特別控除)の規定の適用を受ける場合に記載します。なお、この場合に、その特別試験研究費の額が措置法令第27条の4第14項第1号又は第3号から第6号まで (特別な試験研究)に掲げる試験研究に係るものであるときには、措置法規則第22条の23第7項又は第10項から第13項まで (試験研究を行った場合の法人税額の特別控除)に定めるところにより、所定の証明書の添付が必要とされますので御注意ください。
- 9 この明細書のIVは、連結法人が措置法第68条の9 第3項 (連結繰越税額控除限度超過額に係る法人 税額の特別控除)の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 10 「(3)のうち特別償却実施額」の各欄は、「当該連結事業年度の試験研究費の額13」のうちに平成18年改正前の措置法第68条の20の2第1項(開発研究用設備の特別償却)の規定により償却費として損金の額に算入された金額が含まれている場合に記載します。